

第405回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

- 1 日時 令和7年3月11日（火）午後2時00分から午後3時25分まで
- 2 場所 倉吉シティホテル 3F マーガレット
- 3 出席者 委員：板倉委員、佐々木委員、山根委員、寺田委員、灘本委員、朝日田委員、井本委員、近廻委員、永田委員（浜尾委員欠席）
鳥取県：水産振興局漁業調整課 野々村係長
事務局：氏事務局長（県漁業調整課長併任）
清家次長（県漁業調整課課長補佐併任）
太田書記（県漁業調整課課長補佐併任）
本田書記（県漁業調整課係長併任）
有田書記（県漁業調整課主事併任）

4 傍聴者 0名

5 議事

- (1) 特定水産資源くろまぐろの令和7管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）
- (2) 特定水産資源するめいかの令和7管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）
- (3) 新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮について（諮問）
- (4) すくい網漁業の操業に関する委員会指示について（協議）
- (5) 専決処分した議案の報告について（報告）
- (6) 第45回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）
- (7) その他

<議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として、佐々木委員及び永田委員を指名した。

議事1 特定水産資源くろまぐろの令和7管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）

〔原案に同意する旨決議された。〕

氏漁業調整課長による諮問文読み上げの後、清家課長補佐が資料1に沿って説明した。

〔板倉会長〕

はい。どうもありがとうございました。ただいまの説明について、皆さんのほうで御質問等ありますか。

〔山根委員〕

この新規のクロマグロの承認申請は、準組合員も入っているんですか。

〔清家課長補佐〕

はい。準組合員も入っています。

〔山根委員〕

いや、枠が8トンになったけど、今までの本当に安いですよ。この前は何十隻で1キロ何百円とかで。それで、今度は二百何十隻と増えて、さらに安くないだろうかと思って、漁業者の負担にならないだろうかと思って、何のために増やしたんだろうと。まあ、決めたことですので、反対は言いませんけど。去年の価格は、田後漁協が1キロ300円ですよ。それで、みんなが出るのを取りやめたぐらいですからね。これが、五十何隻で、それだけです。ほかの賀露なんかは、ちょっとはよかったというように言ってますけど。これが二百五十何隻で、今度は、枠が多くなったら、漁獲が上がりますよね。そうすると、さらに値段が下がらないのかなと、それを心配してるんです。以上です。

〔板倉会長〕

その辺は、買い手との需要と供給の関係では。

〔清家課長補佐〕

そうですね。限りある資源という形になりますし、やっぱり、その有効的な活用というのはしていかなければいけないと思っております。ただ、やっぱり来遊する時期っていうのが、一括というか、まとまって入ってくるということがありますので、そういった価格の影響っていうのは、少し出てくるかもしれないってところはあります。

〔板倉会長〕

そのほか、ないでしょうか。ないようでしたら、議題（1）の特定水産資源クロマグロの令和7管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について諮問ということでしたので、原案に同意するということがよろしいでしょうか。

〔一同〕

はい。

〔板倉会長〕

はい。どうもありがとうございます。

〔山根委員〕

1年間やってみましょう。

〔板倉会長〕

はい。それでは、議題については、原案に同意する旨、決議するという事で、答申をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いします。

議事2 特定水産資源するめいかの令和7管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）

〔原案に同意する旨決議された。〕

氏漁業調整課長による諮問文読み上げの後、野々村係長が資料2に沿って説明した。

〔板倉会長〕

はい。ありがとうございました。ただいまの説明について、何か御質問等ありませんでしょうか。大体、例年どおりみたいな格好ですので、よろしくお願いします。

ないようでしたら、それでは、議題2の諮問については、原案に同意する旨、決議するという事でよろしいでしょうか。

〔一同〕

はい。

〔板倉会長〕

はい。どうもありがとうございます。

それでは、議題2については、原案に同意する旨、決議したということで、答申を事務局のほうで、よろしくお願いします。

議事3 新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮について（諮問）

〔原案に同意する旨決議された。〕

氏漁業調整課長による諮問文読み上げの後、有田主事が資料3に沿って説明した。

〔板倉会長〕

はい。どうもありがとうございました。ただいまの諮問について、何か御質問等ありませんでしょうか。

ないようでしたら、この議題3新規の許可に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期

間の短縮についてという諮問でしたけど、原案どおり、事務局の原案に同意するという決議でいいでしょうか。

〔一同〕

はい。

〔板倉会長〕

はい。どうもありがとうございます。

それでは、議題3については、原案に同意する旨、決議したということで答申したいと思いますので、事務局のほうでよろしくをお願いします。

議事4 すくい網漁業の操業に関する委員会指示について（協議）

〔原案に同意する旨決議された。〕

有田主事が資料4に沿って説明した。

〔板倉会長〕

はい。どうもありがとうございました。皆さんのほうで、何か御質問等ありませんでしょうか。例年どおりみたいですので、よろしくをお願いします。

この件について、協議事項ですので、それでは、議題4については、案のとおりで、指示を協議したということによろしいでしょうか。

〔一同〕

はい。

〔板倉会長〕

どうもありがとうございます。それでは、議題4の協議については、案のとおり指示し、事務局のほうで、島根県への通知事務処理を行っていただくということをお願いします。

議事5 専決処分した議案の報告について（報告）

清家課長補佐が資料5に沿って説明した。

〔板倉会長〕

どうもありがとうございました。皆さんのほうで、何か御質問等ありますでしょうか。なるべく現場の人が困らないように、早いこと決断しないといけないことですので。なら、いいでしょうか。どうもありがとう。

それでは、議題、報告の内容を承認して、専決問題については、御承認いただいたということで処理をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議事 6 第 4 5 回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）

本田係長、有田主事が資料 6 に沿って説明した。

[板倉会長]

はい。どうもありがとうございました。皆さんのほうで、何か御質問等はないでしょうか。

[佐々木委員]

緯度・経度は書いてないね。

[本田係長]

今回の整備場所でしょうか。

[佐々木委員]

うん。この最初の西側の漁礁とその次の分も。

[本田係長]

そうですね。今はちょっと緯度・経度はないですけども、恐らく、戻ったら、緯度・経度の資料等もあると思えますので、必要であれば、またお送りできるようにしたいと思えます。

[山根委員]

この魚礁は、沿岸漁業者の人たちにも利益があるのか。まき網のための工事じゃない。素人が考えるから、そういうことになってしまうんだ。

[灘本委員]

何か最初の話は、御崎の沖寄り、赤碕に寄ったようなほうに。

[山根委員]

いや、それは最後反対してこっちになったんだけど。

[灘本委員]

これ、最初落とすときも、全然話なかったから。

[山根委員]

それで、1マイル以内は入れないけど、集魚灯でたいたら、魚は船に寄ってくるからな、関係ないからな。

〔板倉会長〕

関係ない。

〔山根委員〕

本当に、まき網船のためです。

〔灘本委員〕

難しいなあ。零細な人は。

〔山根委員〕

小さい人が負けるよなあ、本当に。それで、もう一つ質問したいんですけど、第1番の遊漁船のほうですけど、遊漁船は、30キロ未満の小型魚は獲れないってことですよ。

〔本田係長〕

はい。回答させていただきます。おっしゃられるように、このクロマグロの遊漁に関する規制が始まった当初より、小型魚については、30キロ未満は採捕禁止ということになっております。今回、それぞれの広域委員会から委員さんを選出して、くろまぐろ部会っていうものができまして、その中で、やっぱり一部の委員さんから、遊漁者にも、小型魚の採捕禁止っていうのは解禁してほしいっていうような御意見も多少あったんですけども、やっぱりこれまでのクロマグロの管理について、国際的にも、やはり小型魚の漁獲枠というものについて、非常に強く資源に対する影響っていうものが指摘されていることから、これについては、引き続き、小型魚のほうについては採捕禁止でいきたい、また、解禁について、これまで、あまり水産庁等に意見は届いていないっていうことで、引き続き、小型魚は採捕禁止という方向になっております。

〔山根委員〕

それで、もう一つ、この1人毎月1尾まで、現行では、1人1日1尾、これは、どういう意味だ。

〔本田係長〕

これは、結局、遊漁でのクロマグロの大型魚の総枠が60トンと決まっていて、これまでは40トンだったんですけども、その40トンから60トンに増えたとしても、1人1日1尾までっていうことだと、例えば、同じ人が、4日間4尾獲って、1トン近く、もう枠を消化してしまうっていうことがあったっていうようなことが新聞報道でもありました。結局、獲りたい人はたくさんいるんだけど、今までも、漁期の1週間足らずで、大体もう禁止になるっていう状況

が続いていて、一部の獲った人だけが獲れて、たくさんの方が獲れないという状況があって、遊漁者の人たちが、この60トン、いかに採捕機会を確保してあげるかっていう、そういう目的で、もうそれだったら、一月1尾まででいいんじゃないかっていう議論になったようです。

〔山根委員〕

一月1尾か。大変だなあ、それも。はい、分かりました。

〔板倉会長〕

商売じゃないからなあ、楽しむんだから。一月に1回獲れればいいんじゃない。

〔山根委員〕

一月1匹じゃあ、無理だなあ、本当に。1週間に1匹ならまだしも。

〔本田係長〕

あとは、ちょっと補足でいいですか。今のちょうどクロマグロの遊漁の話が出て、今回のその専門部会でも、そのキャッチアンドリリースってところが非常に議論になって、遊漁者のほうは、採捕禁止が早々となる、月のもう後半は、ほとんど採捕できないっていう、その間、キャッチアンドリリースをさせてもらったら、せめてレジャーとして釣りが楽しめるっていう言い分なんですね。アメリカでは、非常に、そのキャッチアンドリリースでの生残率っていうものもいいそうなので、ぜひ認めてほしいっていう御意見です。ですけど、それに対して、漁業者委員の皆さんが、やっぱり漁業者は、漁獲枠が近づいてきたら、採捕禁止になったりして、もう一律に獲れない状況の中で、遊漁者だけ獲るのを認めるっていうのはちょっと心情的になかなか難しい、そういう意味で、是非で意見が分かれているっていうところです。

〔山根委員〕

それは、漁業者が心が狭いっていうことで。

〔本田係長〕

いや、なので、このことについては、令和7年も、また1年かけて、多分議論が進められると思いますので。

〔山根委員〕

はい、分かりました。

〔板倉会長〕

そのほかありませんか。

それでは、ないようでしたら、この広域漁業調整委員会について報告をいただいたということ

でよろしいでしょうか。

〔一同〕

はい。

議事 7 その他

〔板倉会長〕

それでは、続いて、議題 7 です。議題 7 のその他ですが、3 点ほど報告があるということですので、順次説明していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

・鳥取県資源管理方針の一部改正に係る新旧対照表の修正について（報告）

野々村係長が資料 7 に沿って説明した。

〔板倉会長〕

ありがとうございました。何か質問ありますか。

〔一同〕

なし。

・刑法改正に伴う鳥取県漁業調整規則の一部改正に係る修正について（報告）

本田係長が資料 8 に沿って説明した。

〔板倉会長〕

はい。どうもありがとうございました。この件について、皆さん、御了承いただきたいと思っております。

・鳥取県遊漁船業の適正化に関する協議会の設立について（報告）

太田課長補佐が資料 9 に沿って説明した。

〔板倉会長〕

どうもありがとうございました。人数が増えたら、やっぱり土俵は 1 つですので、皆さん、友好に、仲よく使わないといけないもので、やっぱりルールは必要になってくると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

その他

[板倉会長]

その他の説明、以上ですけど、全部まとめて、何か今までの案件で、御質問等ありましたら。ないようでしたら、事務局のほうに進行をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

[氏課長]

そうしますと、以上をもちまして、海区を終了させていただきます。ありがとうございました。

この議事録の真実を記するため、議長及び議事録署名人をして署名押印させる。

令和7年3月11日

議長会長

署名委員

署名委員